

1 高金利の公的資金借入金の低金利借換等の実施について(病院事業会計)

【制度概要】

地方財政の厳しい現状を踏まえて、過去に借り入れた高金利(5%以上)の公的資金(旧資金運用部資金・旧簡易生命保険資金・公営企業金融公庫資金)を補償金を支払わずに繰上償還することや、民間資金等で低金利借換をすることが可能となる制度が、21年度までの臨時特例措置として制度化されました。

病院事業会計においては過去に借り入れた5%以上の借入金の約29億円が本制度の対象となり、将来的な利子負担の軽減など財政健全化に向けた取組を促進することができます。

*本来、自治体が公的資金を任意で繰上償還する際には、繰上償還に伴って生じる貸し手の利息収入の損失に応じて補償金を支払う必要がありますが、この特例措置によって補償金を支払わずに低金利借換・繰上償還を行うことが可能となりました。

(1) 低金利借換・繰上償還対象額

【実施時期別内訳】

(単位：百万円)

	19年度 (H20年3月実施)	20年度 (H21年3月実施)	21年度 (H22年3月実施)	合計
病院事業会計	564	1,829	507	2,900

【利率・資金別内訳】

(単位：百万円)

	年利7%以上	年利6%以上7%未満	年利5%以上6%未満	合計
旧資金運用部 資金	564	1,829	507	2,900
旧簡易生命保険 資金	0	0	0	0
公営企業金融 公庫資金	0	0	0	0
合計	564	1,829	507	2,900

* 対象額は、低金利借換等実施時の残高で集計しており、今後変更になる可能性がある。

* 低金利借換等実施時期は、旧運用部資金はH19～21の年度末。

* 補償金免除額は約5億円。

(2) 低金利借換等による財政健全化効果

- 民間資金による低金利借換及び繰上償還を実施することにより、平成20年度以降14年間に渡り、現時点では約6億円の利子負担が軽減される見込みです。(見込額は、最近の金利動向を反映した想定利率で算出していますが、今後実際に借り換えるに当たり、利子負担軽減額は変動します)
- なお、19年度は年度末に繰上償還を実施することから、19年度に利子負担軽減効果は生じません。20年度予算では、利子軽減額として約3千万円を見込んでいます。

【経営健全化計画について】

当該制度の対象となるには計画を作成し、国の承認が必要となりますが、病院事業は既存の経営改革計画に基づき財政運営上の課題及び対応策等を取りまとめ、昨年末に国から承認を得ています。

《主な財政運営課題及び対応策》

○課題：「収入の確保及び経費の削減」

(対応策)

- ・診療報酬への的確な対応による収入の増額及び適正な自主料金の設定
- ・事務管理部門の再編・統合による組織のスリム化・経費削減
- ・複数年度契約などの契約方法の改善による経費削減
- ・医業収支に占める人件費比率の逡減

2 病院情報システム導入委託に係る債務負担行為の補正について

電子カルテ導入にあたり、運用等を含めたシステムの検討を進めた結果、仕様の変更や導入機器の増加が必要になったため、18年度に設定した債務負担行為の限度額の変更を次のとおり行います。

事 項	補正前		補正後	
	期 間	限度額	期 間	限度額
病院情報システム 導 入 委 託	平成 19 年度から 平成 20 年度まで	千円 1,500,000	平成 19 年度から 平成 20 年度まで	千円 1,530,000

<主な増要因>

- 内視鏡センターとの接続など、各種医療機器とのデータ連携において追加接続が必要になるもの
- データ移行の範囲拡大によるもの
- 部門システムの接続端末の増に伴うソフトウェア使用許諾権の追加によるもの